

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月二十四日

農林水産大臣 野村 哲郎

植物防疫法施行規則及び植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
(植物防疫法施行規則の一部改正)

第一条 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。
に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改

正

後

改

正

前

別表二（第九条関係）

別表二（第九条関係）

地	域	植	物	備考（対象とする 検疫有害動植物）
一 （略）		アキ、アコカンテラ・オッポシ ティフォリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く）、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンテイロアエ、アンティデス マ・ウエノスム、ウイクストロエミ ア・フィリレイフォリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カペンシス、オクシアンツス・ ザングエバリクス、オピリア・アメ ンタケア、オリブ、オールスパイ ス、オレア・ウッディアナ、カシユー ナツ、カッシネ・シュヴァインフ ルティアナ、キウイフルツ、きば なぎようちくとう、きんきじゆ、ク クミス・ディブサケウス、くさとべ ら、グルーイア・トリコカルパ、コッ キニア・ミクロフィラ、コラロカル プス・エリプチクス、ごれんし、ざ くろ、サラシア・エレガンス、ジャ ボチカバ、スカエウオラ・プルミエ リ、そらまめ、てりはぼく、てんじ くいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、 なんようざくら、にがうり、はてる まぎり、ハルペフィルム・カッフル ム、フィリキウム・デキビエンス、 フェイジョア、ブティア・エリオス パタ、ブティア・カピタタ、フラゲ ラリア・グイネエンシス、フルエツ		（略）
一 （略）		アキ、アコカンテラ・オッポシ ティフォリア、アコカンテラ・シン ペリ、アジマ・テトラカンタ、アボ カド（付表第六十、第六十四、第七 十及び第七十二に掲げるものを除 く）、あめだまのき、アルタボトリ ス・モンテイロアエ、アンティデス マ・ウエノスム、ウイクストロエミ ア・フィリレイフォリア、エウクレ ア・ディウイノルム、エケベルギ ア・カペンシス、オクシアンツス・ ザングエバリクス、オピリア・アメ ンタケア、オリブ、オールスパイ ス、オレア・ウッディアナ、カシユー ナツ、カッシネ・シュヴァインフ ルティアナ、キウイフルツ、きば なぎようちくとう、きんきじゆ、ク クミス・ディブサケウス、くさとべ ら、グルーイア・トリコカルパ、コッ キニア・ミクロフィラ、コラロカル プス・エリプチクス、ごれんし、ざ くろ、サラシア・エレガンス、ジャ ボチカバ、スカエウオラ・プルミエ リ、そらまめ、てりはぼく、てんじ くいぬかんこ、なつめやし、ナンセ、 なんようざくら、にがうり、はてる まぎり、ハルペフィルム・カッフル ム、フィリキウム・デキビエンス、 フェイジョア、ブティア・エリオス パタ、ブティア・カピタタ、フラゲ ラリア・グイネエンシス、フルエツ		（略）

ゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ボボ、ボリスファエリア・バルウイフォリア、マメーリング、モノドラ・グランディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリペテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）及びみかん科植物（付表

ゲア・ウイロサ、ブルケア・フェルギネア、ベルベリス・ホルステイ、ペンタロパロピリラ・ウンベルラタ、ボウレリア・ペティオラリス、ボボ、ボリスファエリア・バルウイフォリア、マメーリング、モノドラ・グランディエリ、ランプロタムヌス・ザングエバリクス、りゆうがん、ルディア・マウリティアナ、れいし、いちじく属植物、インガ属植物、いんげん属植物、ヴァングエリア属植物、かき属植物（付表第四十一に掲げるものを除く）、カリッサ属植物、くるみ属植物、くわ属植物、コッコロバ属植物、コーヒノキ属植物、すぐり属植物、すのき（こけもも）属植物、とけいそう属植物、ドビアーリス属植物、ドリペテス属植物、なつめ属植物、にんめんし属植物、ばしろう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く）、パバイヤ属植物（付表第一に掲げるものを除く）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四及び第五十九に掲げるものを除く）、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く）、もちのき属植物、ももたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリスを除く）、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く）、ばら科植物（付表第三及び第三十一に掲げるものを除く）及びみかん科植物（付表

二〇十七	(略)	(略)	(略)
一〇十七	(略)	(略)	(略)
七十八	モロツコから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるマンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの	(略)	(略)

第二条 植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の十七の項の次に次のように加える改正規定のうち同表の十八の項の植物の欄中「第八十三」を「第八十四」に、「第八十二」を「第八十三」に、「第八十五」を「第八十六」に、「第八十」を「第八十一」に、「第八十二」を「第八十三」に、「第七十八」を「第七十九」に、「第八十」に改め、同表の二十の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に、「第八十四」を「第八十五」に改め、同表の二十一の項の植物の欄中「第八十五」を「第八十六」に改め、同表の二十二の項の植物の欄中「第八十六」を「第八十七」に改め、同表の二十三の項の植物の欄中「第八十四」を「第八十五」に、「第八十五」を「第八十六」に改める。

第一条のうち植物防疫法施行規則別表二の付表第七十七の次に次のように加える改正規定中同表の付表第八十六を同表の付表第八十七とし、同表の付表第七十八から同表の付表第八十五までを一表ずつ繰り下げる。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

正誤

令和五年二月二十四日（号外第三十八号）公布
農林水産省令第十号（植物防疫法施行規則及び植
物防疫法施行規則等の一部を改正する省令の一部
を改正する省令）
（原稿誤り）
四ページ一七行目「改正規定中」の次に「付表
第七十七」を「付表第七十八」に改め」を加える。